

# 塩谷町、ロペ倶楽部、くまの木里山応援団 及び 矢板市との 地域共働事業に関する包括連携協定書

塩谷町（以下「甲」という。）、ロペ倶楽部（以下「乙」という。）、くまの木里山応援団（以下「丙」という。）及び矢板市（以下「丁」という。）は、高原山麓における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 共働事業は、甲及び乙、丙、丁が多様な連携を通じて、双方が互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより、高原山麓の一層の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的として実施する。

## （事業内容）

第2条 共働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、具体的な事項等については、甲及び乙、丙、丁が協議の上、決定するものとする。

- （1）災害時や地域の安全・安心の確保に関すること
- （2）地域づくり、観光連携に関すること
- （3）地域資源の保全と利活用に関すること
- （4）不法投棄の防止、景観美化、獣害被害の軽減に関すること
- （5）その他に関すること

2 甲及び乙、丙、丁は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

## （協定の変更）

第3条 甲又は乙、丙、丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙、丙、丁いずれからも解約の意思表示がないと

きは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙、丙、丁は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙、丙、丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各自1通を保有する。

令和5年11月18日

甲：塩谷町玉生 955-3  
塩谷町長 見形 和久

乙：塩谷町大久保 1859-1  
ロペ倶楽部  
支配人 中楯 正也

丙：塩谷町熊ノ木 802  
くまの木里山応援団  
団長 市川 貴大

丁：矢板市本町 5-4  
矢板市長 齋藤 淳一郎